

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

令和7年7月20日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、個人演説会用表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一